

一般社団法人日本発達心理学会 名誉会員・終身会員規則

2011年6月18日 制定

改正 2012年3月20日

2014年3月20日

2016年9月25日

(目的)

第1条 この規則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」(以下、「定款」という)第5条第2項及び第3項に基づき、名誉会員及び終身会員の推薦及び権利に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会員の対象者)

第2条 名誉会員の候補者は、推薦時に満75歳以上の正会員であり、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 代表理事及び旧理事長職経験者
- (2) 本会に対し、代表理事職に相当する顕著な功労を収めた者

(名誉会員の推薦方法と推挙の方法)

第3条 第2条の対象者が生じた場合、会員が社員総会へ名誉会員の推薦をする。
2 推薦があった場合、社員総会で審議し、承認された者を名誉会員として推挙する。

(名誉会員の待遇)

第4条 名誉会員は、名誉会員となった次年度以降、次の事項の権利を持つ。

- (1) 年会費納入の免除
- (2) 役員選挙権と被選挙権
- (3) 機関誌及びニューズレターの贈呈、インターネット・ニュースの配信
- (4) 機関誌への投稿
- (5) 年次大会参加費納入の免除
- (6) 年次大会懇親会の参加費納入の免除
- (7) 年次大会論文集の贈呈

(終身会員の推薦方法と承認の方法)

第5条 定款第5条第3項の対象者が生じた場合、本人が終身会員を申し出る。
2 申し出があった場合、社員総会で審議し、承認された者を終身会員として承認する。

(終身会員の待遇)

第6条 終身会員は、終身会員となった次年度以降、次の事項の権利を持つ。

- (1) 年会費納入の免除
- (2) 役員選挙権と被選挙権
- (3) 機関誌及びニューズレターの贈呈、インターネット・ニュースの配信
- (4) 機関誌への投稿

(改定)

第7条 この規則の改定は、社員総会で承認を得るものとする。